

第二十条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を次の表のように改正する。

改正後

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

(略)	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	(略)
	(略)	(略)

別表第四（第十条及び第十一条関係）

表一

(略)	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	(略)
	(略)	(略)

改正前

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

(略)	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	(略)
	(略)	(略)

別表第四（第十条及び第十一条関係）

表一

(略)	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	(略)
	(略)	(略)

(傍線部分は改正部分)

表二 (略)	(略)	並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	付	第百二十五条第六号の規定による介護予防通所リハビリテーション計画の交
	(略)	(略)	(略)	(略)

表二 (略)	(略)	並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	付	第百二十五条第五号の規定による介護予防通所リハビリテーション計画の交
	(略)	(略)	(略)	(略)